第3回古平町議会定例会 第3号

平成25年9月30日(月曜日)

〇議事日程

- 1 認定第 1号 平成24年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第 9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 4 意見案第10号 「教育費無償化」の前進を求める意見書
- 5 意見案第11号 地方財政の拡充に関する意見書
- 6 意見案第12号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める意見書
- 7 意見案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書
- 8 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書 (総務文教常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書 (産業建設常任委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書(行財政構造改革調査特別委員会)

〇出席議員 (8名)

議長10番	逢	見	輝	続	君	3番	中	村	光	広	君
4番	本	間	鉄	男	君	5番	堀			清	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	木	村	輔	宏	君
8番	真	貝	政	昭	君	9番	エ	藤	澄	男	君

○欠席議員 (2名)

1番鶴谷啓一君 2番岩間修身君

〇出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君

総 長 君 務 課 小 玉 正 司 三 財 政 課 長 浦 史 洋 君 長 佐々木 容 子 民 生 課 君 保健福祉課長 佐 藤 昌 君 紀 産 長 業 課 村 豊 君 上 建設水道課長 本 間 晴 好 君 幼児センターみらい所長 宮 市 君 田 誠 教 育 次 長 山 本 耕 弘 君 総 務 係 長 高 野 君 龍 治 長 完 至 財 政 係 人 見 君

〇出席事務局職員

事務局長藤田克禎君議事係主任兼総務係主任野村忠弘君

開議 午後 1時40分

〇議会事務局長(藤田克禎君) それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員8名が出席されております。1番、鶴谷議員、2番、岩間議員につきましては、所用により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長(逢見輝続君) ただいま事務局長報告のとおり8名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

〇議長(逢見輝続君) 日程第1、認定第1号 平成24年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員長より委員会審査報告書が出されておりま す。各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定と決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でございましたので、委員長報告とそれに対する質 疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

それでは、これより討論に入ります。各会計一括での討論となります。

まず、本件に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(逢見輝続君) ないようですので、次に本件に賛成の討論を許します。
- ○8番(真貝政昭君) 平成24年度決算に対して、賛成する立場から討論をさせていただきます。 24年度におきましても、懸案でありました古平小学校危険校舎の改築工事が順調に行われておりまして、次年度に続く事業ということで継続されております。危険校舎については、前任者の教育長も夜安心して寝ていられないという議会答弁が出てくるほど、町民にとっても懸案事項でありました。この大事業に当たりまして実施された古平町長の決断については、高く評価しております。 なおもって安全な教育環境の充実に努力していただきたいなと思う次第です。

また、懸案でありました防災無線、この事業も平成25年度において工事が行われておりますけれども、その前段として着手されたことを高く評価しております。防災無線についての着手、決断というのは、なかなかできなかったことでありますけれども、東日本大震災が契機であったと思いま

すけれども、長年の町民の切望がようやく実現する運びとなった、そういう年でもあります。

また、私ごとではありますけれども、30近くにわたって要望してまいりました、この議場におけるマイクの設置、これも24年度において実現することができました。議会活動を順調に進めるためにも必要最低限の設備でありましたので、心から喜んでいる次第です。町長におきましては、なおもって町民の福祉向上のために力を尽くしていただきたいなと思う次第です。

なお、国政に関して一言言わせてもらいますけれども、一般会計で地方消費税が交付されておりますけれども、歳入とはいえ、この消費税というものは、古平町の財政にとっても町民生活にとっても一文の得にもならない税金でございます。内容的には、輸出企業への補助金、そのための財源であって、商店を含めた中小小売店、あるいはスーパー業界も反対しておりますけれども、大多数の納税義務者であります中小の事業者にとっては極めて遺憾な税制でありまして、死活問題となっていると。審議の中で、町側から増税された場合の地方消費税交付金の増額の説明がされましたけれども、この税は、交付金が増額されたにしても、古平町の財政にとって一文の得にもならないと、そういうことがわかっております。

また、町内の事業者、特に水産加工業界にとっては、今後この消費税の増税というのが死活問題になってくるというのは見えてまいっております。私の立場から言わせてもらいますけれども、この消費税の増税、あるいは将来的には消費税の廃止ということが、古平町の今後にとって非常に大事な問題になってくると思います。そのために全力を挙げて取り組むつもりであります。

以上申し上げて、賛成討論といたします。

○議長(逢見輝続君) もう一方、賛成討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。 この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(逢見輝続君) 起立多数。全会一致でございます。

よって、認定第1号 平成24年度古平町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議長(逢見輝続君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、鶴谷議員、堀議員、工藤議員、中村議員、本間議員、真貝議員の6名の提出となっておりますが、鶴谷議員が欠席となっておりますので、5名で行います。

順番に発言を許します。

最初に、堀議員、どうぞ。

○5番(堀 清君) 5番、堀です。私は、国保税という中で町長に聞きたいと思います。

今回の資料請求の中で、過去5年分の欠損に該当する方のワースト5を出してくれということで記載しておりますので、このことに対しては答弁は結構ですので、2つ目から質問したいと思います。

2つ目は、現場対応における細かな詳細についてお聞かせください。

それと、3番目なのですけれども、当然そういう中で、国保の保険証というものが取り上げられて、最終的には資格証明書の発行だとかやっていると思うのですけれども、その件数の状況についてお知らせください。

それと、最後なのですけれども、短期証の発行のほうが数がかなり多いと思うのですけれども、 その件数についてお知らせください。

以上でございます。

〇町長(本間順司君) 堀議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

1番目の平成24年度までの5年間の不納欠損につきましては、答弁要らないということでございました。

2点目の現場における対応の内容ということでございますけれども、これも決算のときに幾らかご説明申し上げましたけれども、過去5年の不納欠損ワースト5については、会社の倒産や生活保護受給、それらと同水準にまで生活困窮となっている者、いわゆる滞納処分の停止条件該当者が3名となっておりましたが、これらの滞納者のうち破産者に対しては、裁判所に交付要求するも回答がなかったり、また生活の改善が見られなかったりで納付が困難となってしまい、不納欠損となってしまったものでございます。

また、22名の方については、いわゆる5年消滅時効該当者で、これらについては、督促状の発送及び催告書の発送、それから納税相談を再三実施し、分割納付の誓約を取りつけるところまでいったが、生活困窮により納付が時効に追いつかないで、やむを得ず不納欠損になったものでございまして、時効の成立による不納欠損は極力避けなければならないものとして、租税能力のある者に対しては納税折衝を続け、分割、分納誓約による自主納付を促してきたわけでございまして、こういうところで債権確保を図るという立場で進めてまいったものでございます。

国民健康保険税を初めとする町税等の収納確保につきましては、先ほど決算の質問でも申し上げましたけれども、毎年度収納率向上実施計画を策定しまして、年間スケジュールに沿いまして、各課連携を密にしながら実施しているところでございます。その中でも、国保短期証更新時の納税相談につきましては、今までは新証交付時に納税折衝しておりましたけれども、今年度は滞納者、分割納付不履行や相談に応じない者に対しまして、あらかじめ予告書を発送した更新前に納税折衝を実施したところでございます。

なお、今年度収納率向上実施計画の新たな取り組みとしましては、件数的には少ないのでございますけれども、北海道、いわゆる札幌道税事務所へ徴収嘱託を実施しました。また、後志広域連合へは14名の滞納者、そして小樽道税事務所へは26名の滞納者の徴収権引き継ぎを実施したところでございます。るる説明につきましては、先ほど財政課長なり民生課長のほうからご説明申し上げま

したとおりでございます。

それから、3点目の資格証明書の発行状況ということでございますけれども、これも年度別ということで、今年度、それでは平成25年10月1日現在でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇町長(本間順司君) まず、短期証の6カ月部分でございますけれども、これは17名でございます。それから、12カ月の部分につきましては91名の方、合わせて短期証合計が108名ということでございます。

世帯数にしますと、有効期限と申しますか、6カ月の世帯は、25年10月1日から26年の3月31日まで、来年の3月31日まででございますけれども、10世帯、それから12カ月の部分でございますけれども、これも期間は同じでございまして、40世帯がございます。そういう世帯別の内訳になってございます。

それから、いわゆる資格証明書、これは現在発行している方はございません。そういうことで、 短期証のみが108名ということになってございます。短期証の交付を解除した者が、10月1日現在で 5世帯の9名というような現時点での形となってございます。

以上でございます。

- ○5番(堀 清君) 大体の内容はわかったのですけれども、現場対応のことに対してなのですけれども、基本的には要するに、文書を町民の方に送りつけたというのが大半だと考えられるのですけれども、現場までこちら側から出向いてというような、そういう実質的な行動をとった件数というのはどれくらいあるのでしょうか。
- ○町長(本間順司君) 細部につきましては、今担当のほうから答弁させます。
- ○民生課長(佐々木容子君) 先ほどもご説明をさせていただきましたが、国保に関しましては、 資格証の発行という前提で納税相談をということになりますので、直接といいますのは、ご連絡を 差し上げまして、資格証の期限切れますが、新しく交付の場合はまず納税相談をということで、役 場のほうへ来ていただくという前提になっております。
- ○5番(堀 清君) それで対応できない方というのは絶対に出てくると思うのですけれども、 そのような方の対応はどのようにしているのですか。
- ○民生課長(佐々木容子君) 今回9月に実施しました相談でお答えさせていただくと、4日間設定をしましたが、その期間内で行けないということでしたので、それであればということで次の週、また時間も、5時半までの役場の勤務時間を越えまして、8時、8時半まで役場のほうで職員が待機しまして、あらかじめ予約ということもありますが、働いている方はそれが終わってからという時間も折衝ということで、予定していた方は、かなりの数で来ていただきました。
- ○議長(逢見輝続君) それでは次に、工藤議員、どうぞ。
- ○9番(工藤澄男君) 9番、工藤です。3点ほど町長にお伺いします。

1点目は、サービス移管案について。厚生労働省が要支援1から2のサービスを市町村に移管することを来年の通常国会に提出する方針ですけれども、これはまだ決まっていませんので、決まった場合、町の対応、負担はどのようになるか、考えをお聞かせください。

それから、2点目は、古平川についてですけれども、町長は先日敬老会で古平川の土砂撤去の話をしておりましたが、その点を詳しく説明してください。また、前回の22年の大雨で護岸ブロック等が倒壊した稲倉石の復旧はどうなっているか、お知らせください。

それから、3点目です。土のう防止のために、水害の起きた年にさわえ公園、浜一町内、あけぼの公園、まるやま公園、本当はもう一力所みどり公園にもありましたけれども、水害があったときに土のうを用意したものです。過去に水害があったり危険性があったりする場所に土のうを積んでおりますけれども、先日私確かめましたら、ほとんど指で差したら全部指が差さるような腐り方をしておりました。水害のおそれがある場合に、それは恐らく全部詰めかえをしなかったら使用できません。今後の対応をお聞かせください。

〇町長(本間順司君) 工藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の厚労省のサービス移管案の件でございますけれども、議員おっしゃるとおり、まだこれは、それこそ委員会から出てきたようなところの話でございます。大体わかっている点を申し上げますと、厚労省で提案する新たな枠組みというものですけれども、事業体系としましては、現在ある法定予防給付事業、それから市町村介護予防事業、市町村日常生活支援総合事業、この2つを新たな総合事業へ再編成するというようなことが第1点。それから、包括的支援事業、任意事業でございますけれども、これにつきましては従来どおりの枠組みというふうな形でございます。

事業費でございますけれども、現在は給付費の3%が上限となってございますけれども、新たな枠組みでは8ないし10%程度の見通しということで、現状の予防給付事業と市町村介護予防事業を合わせますと、給付費の8%程度というふうな推測をしているところでございまして、これは現段階では未定でございます。

それから、財源構成でございますけれども、現状は国25%、都道府県、市町村それぞれ12.5%、 そして保険料は50%というふうになってございまして、これの国の負担につきましては維持すると いうような形でございます。

実施時期でございますけれども、平成27年度の第6期介護保険事業計画期間から段階的に実施しまして、第7期の平成30年度から完全移行する予定というふうになってございます。

これに対する課題等がございますけれども、現状法定予防給付事業として人員や運営の基準が法定化されておりましたけれども、新たな枠組みでは人員や運営の基準を設定しない市町村の裁量事業となりますことから、事業費の抑制を懸念する声が多く出されております。これが市町村の裁量となりますと、市町村、地域間の格差を心配する声もありまして、各市町村の力量が問われるというようなことでございます。

本町の対応としましては、これまでも介護専門職を関係部署に配置する等、質的向上に努めてはおりますけれども、今回の改正の成り行きを見据えながら、第6期介護保険事業計画策定に際し、保険者である後志広域連合と十分に連携しながら、対象者に対するサービス維持はもとより、向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、古平川の土砂撤去、先般の敬老会でも私申し上げましたけれども、あれは建設新聞に載ってあったことを敬老会に参加された方々にお話し申し上げたと

ころでございます。この土砂撤去につきましては、行政報告でも申し上げましたけれども、契約及 び進捗状況を申し上げました。古平川の土砂撤去につきましては、前々から申し上げているとおり、 古平川流下阻害解消工事として今年度から実質的な工事が始まったところでございまして、進捗状 況等はこの間行政報告で申し上げましたとおりでございます。

行政報告でも申し上げましたけれども、古平大橋から上流側の1,005メートルの区間で河道の土砂掘削工事及び築堤工事を実施したものでございまして、9月30日、きょう工期が終わるというふうになってございます。それから、この間敬老会で申し上げましたとおり、25年、ことしの10月中旬ころに発注が予定されております工事では、古平川の河口から上流600メートルの区間で河道土砂掘削工事を実施するということでございまして、この事業につきましては、古平川河口から頭首工までの4.8キロを事業計画区間として、来年度以降も継続して施工される見込みでございます。

この流下阻害解消工事のほかに、古平川堤防の質的整備工事として前々から継続施工してございまして、今年度は、この前も申し上げましたけれども、3月12日から9月30日までを工期として、古平大橋から下流右岸で掘削工、築堤工、護岸工を実施して、施工延長が243メートルということで、きょうが工期というふうになってございます。それから、いわゆる継続工事でございますので、9月12日から来年の1月6日までを工期としながら、上記の工事の下流側に79メートルの護岸工事を実施するというふうになってございます。この質的整備工事につきましては、今年度が最終年度ということでございますので、その点はご了解願いたいと思います。

それから、2点目の稲倉石川の復旧についてでございますけれども、平成22年の大雨によりまして右岸の護岸が倒壊すると。それと同時に路面が流出して損傷したという災害でございますけれども、道路損傷箇所には直径1.5メートルの排水管を埋設させて、河川の流れを確保しているということでございまして、道幅が狭くて、車両は通行できない状況でございまして、これにつきましては、以前三和砕石がいわゆる砕石業をやっていたころに三和砕石が施工したものでございまして、護岸の損壊状況でございますけれども、被災当時と比較して現在も大きな変化はございません。町としましては、当該箇所の護岸及び道路を修復して維持管理する必要性は薄いというように判断して、状況監視の対応というふうにしているところでございます。

それから、3点目でございますけれども、水害防止用の土のうについてでございますが、議員ご 指摘のとおり、土のうが放置されたままでございまして、平成22年の大雨時に使用したものでござ います。紫外線や風雨によりまして袋が経年劣化したということで、それは十分承知してございま す。これらの土のうにつきましては、年内あるいは一部翌年になろうかと思いますけれども、整理 して、その場に保管して、今後のそういう水害に備えたいなというふうに思っておりまして、その 保管方法としましては、砂保管箱の設置を検討してございます。そういうことでご理解願いたいと 思います。

○9番(工藤澄男君) まず、1番目なのですけれども、まだ決まっていないということで、それで今聞きましたら27年からというあれですけれども、町長もいつも新聞よく見ていると思うのですけれども、私もきょう新聞持ってきたのですけれども、実際にこのサービスが移管するとどこが困るかといったら、人口の少ないところほど困るのではないかと思っています。

なぜかというと、まずボランティアがいないとか、それからNPOのそういう方々が少ないとか、 ということは結局町のほうに余計負担がかかるのではないかというのを懸念して今回質問したので す。ですから、古平の場合も恐らく、よその市町村でも、小さい町村ほど皆、負担を心配している ようですので、なお古平町でも同じような負担がかかるのではないかというのを心配しております。

そして、ここに1人の女の方の実例を載せておりますけれども、要支援2に認定された方で、月8,000円の自己負担で入浴介護だとか家事全般、週2回ずつ通所介護、訪問介護などに頼っているという方の非常に不安であるというような話も載っております。実際に古平にも恐らくこういう人がいるのだろうと思いますので、こういう点をもう一回、考慮といいますか、古平町でもしっかり、そういう方の介護の仕方とか、それから今後どうするかというのをやってほしいと思います。

それから、2点目の古平川なのですけれども、平成22年の古平川災害復旧工事概要ということで、私ちょっとあれなのですけれども、これは22年分なのですけれども、23年度までに3カ所の実際に護岸が完成しております。そして、去年もやって、ことしもやっております。ただ、護岸を直すのは別に悪いことでもないし、非常にいいことなのですけれども、問題は結局、中州の土砂の撤去が一番問題ではないかと私は思っています。

前にも町長と1度、中州の水の流れの問題でお話し合いしたときに、危険箇所がまだあるのではないかということで話しまして、その当時の担当の課長さんと泥抜きの水門まで見に行ってきたこともあります。そういうのもありますので、土砂だけはきちっと撤去して、自然に水の流れをよくするというようにしないと、結局、中州が少しでも残っていれば、必ず弱いところにぶつかると。そうしたら、幾らかさ上げしようが何しようが、簡単に水の力には負けます。そういう点で、もうちょっと中州の撤去というのには力を入れてほしいと。

そして、なぜ私、稲倉石の点を出したかというと、今町長、管を入れてというような話をしておりましたけれども、私も、最近こそ熊がおっかないので稲倉石までは行っていませんけれども、私が見た当時は、あの倒れたままで例えば管を入れたにしても、結局、道路の上を水が走っていますので、万が一土砂崩れでもあった場合は、恐らく古平川に流れてくるのです。そうしたら、せっかく取った土砂のところにまた上から来るというのを私は非常に懸念をしておりますので、その点はどうでしょうか。

それから、水害防止の土のうなのですけれども、みどり公園にもあったのですけれども、あれはいつの間にか撤去されて、なくなっています。それはなぜかというと、完全に袋が破れて、あちこちに散らばっていまして、それを近所の人が、たまたま砂が欲しいからというので、もらいに来ていた人もあったようです。

それからもう一点、水害、いつも起きる肝心の浜一町内の中ででも、いつも水害の起きる場所に、そういう土のうを置いている場所が一力所もないと。逆に、まだそこまで用意しなくてもいいのでないかなという場所のほうにあるのが実情だと思っています。先ほど町長、砂を堆積しておこうかと。私、それも1つの手だと思います。

水害、毎年あるわけではありませんので、土のうを積んでおいたら、また同じく腐ると。そうで なかったら、よほど腐らない土のうを用意しなければならないものですから、例えば砂の堆積なり というのも、それも1つの手だと思います。そして、先ほど言いました、そういういつも起きる場所には、きちっと砂なり土のうなりというものを用意してほしいと。

それから、ここには書いていないのですけれども、ポンプ場が3カ所、水害防止のためにありますけれども、実際に年に何回程度試運転しているのか、それをお聞かせください。

○町長(本間順司君) 1点目の介護サービス移管の件でございますけれども、議員おっしゃるとおり、こういう小規模市町村のほうがかなり負担が大きくなろうということで、そういうことで自治体間の格差ができるであろうというような心配はされているところでございます。そういう介護にかなり財源を要するということから、こういう見直しが国で行われるということでございまして、それは我々も今後気をつけていかなければならないということでございます。

議員おっしゃるとおり、いろんな方からいろんな実例を訴える方もおりまして、我々も地域の介護保険計画に向かいまして、これからやるべきこと、なすべきこと、それらをるる考えていかなければならないというようなことで、こういう制度の移行に関しても対処できるような体制をつくっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の古平川の関係でございますけれども、質的堤防の整備につきましては、これは以前から堤防が弱いというようなことで、堤防から漏水して、内陸のほうに水が入ってくるというようなことで改善を図っているということでございます。流下阻害の関係につきましては、4.8 キロメートルという長い河川の工事でございますので、上流を見ましても、どこをやったのかというのが我々素人ではわかりにくいというようなことでございますけれども、それはそれこそ流れの一番起きやすいところから徐々に徐々に改良していくのだろうなというふうな物の見方をしてございます。

ですから、今後まだまだ事業が続くわけでございますけれども、そういう続けていく中で方法論があるのだろうと思います。そういう方法で、なるべく中州を除去するというような形でやっていけるものというふうに解釈してございます。

稲倉石川の復旧、議員の土砂の流出があれば云々くんぬんとおっしゃいますのももっともでございます。ただ、現時点では、かなり距離的にも奥まっておりますので、本流まで直接影響するまでには長さがあるかなというふうに思っておりますので、現時点では監視するというふうな状況におさめているところでございます。

それから、土のうの関係でございますけれども、丈夫な土のうをつくるとすれば、かなり袋が高い袋になるだろうというようなことでございまして、議員おっしゃるとおり、砂を置ける箱を設置しておければ、いざというときにそこで詰めて対応できるかなというふうに思っております。

それから、置いている場所、必要なところ、必要でないところ、いろいろございますけれども、 これにつきましては、これから再度検討しながら、場所の設定も考えていきたいなというふうに思 っております。

それから、ポンプ場の試運転といいますか、それにつきましては、担当のほうから答弁させます。 〇建設水道課長(本間好晴君) ポンプの試運転の状況でございますが、ことしにつきましては、 月、ちょっとずれるかもしれませんが、たしか6月に1度、業者に依頼しまして、点検をさせてお ります。その際は、モーターが動くかどうかということで、簡単な、スイッチを入れて、電源を入れてモーターが動くか動かないか、過去動かないということがありましたので、そういった点検をいたしました。

2回目は、その翌月になるかと思いますが、実際にホースを伸ばして、水がきちっと、ホースの漏れだとか支障はないかどうかということで、2度点検をしてございます。

○9番(工藤澄男君) 1点目につきましては、高齢者なり、そういう要支援の方々が安心できるような対策をとってもらうということをお願いをしておきます。

それから、2点目の古平川については、毎年河口付近、土砂を取っています。しかし、すぐ脇に 堆積したりということで、毎年同じようなことを繰り返しておりまして、ことしも何か似たような ことをやっているようでございました。しかし、平成24年3月末には、本当は河口付近は整備する というような道の方針もあったようですけれども、これからやっていくのだろうと思います。

それで、1つ提案もあるのですけれども、古平橋から河口の堤防まで、あそこを完全に堤防にしてしまったらどうなのかとも思っているのです、私は実は。毎年あそこで同じことをやって、結局、あそこで土砂を取ると、毎年汚い水が全部海に流れ出ると、そういう点もありますので、その点もぜひお願いしたいなというように思っています。

それから、水害の土のうについては、今町長から砂をそういう箇所に堆積しようかとかという話もありました。確かに土のうの高いのもあることはあるのです。しかし、コストがかかります。それよりも、常に水害の起きるような場所に例えば砂なら砂を置いておいて、いざとなったらそれをすぐ使えるような状態にしておくほうが安く上がるのかなと。

それから、今課長のほうから説明ありましたけれども、前回、今課長がおっしゃっていましたとおり、動かないということでああいう事態が起きていますので、なるべくであれば、毎月というわけにはいかないでしょうけれども、常に点検する姿勢というのをとって、少しでも古平の人方が水害に遭わないようにということをお願いしたいと、そのように思っておりますけれども。

○町長(本間順司君) 1点目のサービス移管の案でございますけれども、我々も、これから具体的なものが出てこなければ何とも今確答はできないのですが、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の古平川の護岸でございますけれども、議員のご提案のとおり、果たしてそういう堤防になるのかならないのか、我々も余りはっきり実施計画を聞いたこともございませんけれども、護岸になってしまえば一番いいのでしょうけれども、これからその考え方も聞きながら、こちらからお願いしたいことも申し上げていくというふうに思っております。

それから、3点目のポンプ等の機械点検につきましては、なるべく数多くやって、不手際のない ようにしてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(逢見輝続君) それでは次に、中村議員、どうぞ。
- ○3番(中村光広君) 3番、中村です。私は、まず防災、災害対策についてということで、災害 に強い地域づくりの取り組みをしていくために、古平町の防災力の強化を図る上でどのような方針、 方策を考えておられるのかということをテーマとして考えて、4点ほど質問事項があります。

1点目が、防災無線の活用について。災害時における積極的な住民への情報の放送はもとより、 町の広報活動への利用が考えられますが、具体的にどのような利用内容を考えているか。

2点目、防災訓練の充実ということで、防災訓練の頻度、内容についての考えは。9月5日の津 波対策訓練は多くの町民が参加したが、その反省点について今後どのように役立てていくのか。

3つ目、防災備品について。防災の備品購入費用が計上されておりますが、今までの備蓄の状況 はいかがなものでしょうか。今後の購入計画はどのようになっているでしょうか。

4点目、防災教育について。平成24年度から学習指導要領で原発と放射線教育が始まったが、本町としての防災教育の取り組みはどのようになっているのかということをお伺いします。

次に、高校生の通学費用の補助についてということで、高等学校生徒遠距離通学費等補助制度という道の制度については、来年度以降も継続されるのでしょうか。継続されない場合、古平町独自で補助すべきと考えるが、教育長の考えはいかがでしょうか。

以上、お願いします。

○町長(本間順司君) 中村議員の一般質問にお答えいたします。

なかなか立派な副題がついて、災害に強い地域づくりの取り組みをしていくため、古平町の防災力の強化を図る上でどのような方針、方策を考えておられるのかということで、1点目が防災無線の活用についてということでございます。

防災無線の整備につきましては、来年4月の供用開始に向けて現在屋外拡声塔の設置が進められており、今後户別受信の設置に取りかかるところでございます。来年度の防災訓練では、防災無線を使っての広報活動が可能となるものでございます。平常時では、防災無線の利用は、広報活動としての行政情報の発信になりますけれども、定時放送を行うのか、行政情報に限定するのかなど、現段階では未定でございます。今後他町村の状況などを調査し、決定してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、この前もどなたかのご質問に答えたと思いますけれども、屋外拡声機につきましては、これは区域を区切っての放送が可能であると。それから、戸別受信機でございますけれども、これは町内会単位での放送が可能だと。それから、役場職員だけ、あるいは消防団だけなどの設定も可能な機能となってございます。現在考えられる放送内容につきましては、選挙の投票の呼びかけ、それから住民健診のお知らせ、運動会、学芸会のお知らせ、あるいはテレビ放映のお知らせというふうに、防災以外のそういう行事等のお知らせ、それから役場ではなくて公共的団体の行事等で広く町民にお知らせをすべきもの、例えば商工会の商品券の販売等々でございます。

それから、2点目の防災訓練の充実ということでございまして、去る9月5日に行われました2回目の住民避難訓練としまして、津波災害を想定して実施いたしました。平成22年の豪雨災害を教訓とした1回目の住民避難訓練から2年ぶりでしたけれども、今後は毎年開催したいというふうに考えております。この前の東北の視察の状況から鑑みれば、それこそ防災教育なるものは非常に大事だなというふうに思っておりまして、それらを鑑みても、そういう訓練の回数は多いほうがいいのでないかなというふうに考えるところでございます。

今回の訓練は、我々行政としましては、避難するまでにどの程度の時間を要するのかということ

を確認したかったこと、それから住民の方にも一時避難場所の確認と避難に要する時間について体験してもらうということを目的として実施した訓練でございます。結果として、予想を越える多くの方々に参加してもらいました。また、ほとんどの方が津波到達時刻までに一時避難場所に到達したという結果を得たので、訓練の目的はある程度達成されたのかなというふうに考えている次第でございます。

それから、その後、職員等の訓練の終了後の反省会を開催しまして、受付に時間がかかったとか、 バスが足りなかったとか、そういう管理運営面の意見を聞いております。参加された方の声を聞く 方法を今後検討しなければというふうに思っております。各参加町内会でも、避難訓練を話題とし ながら、今後そういう会合を持っていただければなというふうに思っております。

それから3点目、防災備品の備蓄状況でございますけれども、備蓄品を整備するに当たっては、50年ぶりの災害に見舞われた平成22年の豪雨災害を基準として考えているところでございまして、避難者数を約500名というふうに想定してございます。ですから、非常食につきましては、炊き出しの準備が整うまでのつなぎ分の500食を目安としております。

それから、津波や洪水などの自然災害ばかりでなく、頻度としては停電だとか断水がはるかに多く発生しておりますので、特に冬期間での停電では、電気暖房ばかりではなく、一般の灯油ストーブも使用できなくなりますので、町民みずからの自助として、ポータブルストーブの用意をぜひお願いしたいというふうに考えております。

それから、以前も申し上げたかと思いますけれども、災害避難時における最低限の非常持ち出し 品、備蓄品として、ポータブルストーブばかりではなく、ラジオ、懐中電灯など各家庭でも用意し ていただくよう、これもお願いしていきたいというふうに考えております。

今までの防災備品の備蓄の状況でございますけれども、24年度につきましては、毛布350、肌かけ布団21、それからタオルケット肌かけ4、それからタオルケット58、それから非常食としての5年保存の乾パン384、それから非常用発電機1、吸着マット48、土のう袋1,850、吸着フェンス2、日用品セット10、懐中電灯9、防災無線移動携帯、これが13、それから防災用発電機、これが1、ガソリン等々の携行缶2、折り畳み式簡易ベッド10、ユニバーサルトイレが1、プライベートルーム1、それから吸水性土のう袋100というふうに用意しましたが、平成25年度では、毛布が100プラスして450、それからペットボトル、5年保存でございますけれども、これが500新たに、それから非常食、五目御飯、ワカメ御飯等、これが新たに100、それから乾パンは現在使って減っておりますので、192しかございません。それから、背負い式飲料水袋、10リッター入りでございますけれども、これが新たに200、それからサークルライト1、トイレ便座2、トイレセット、これは7年保存でございますけれども、2、それからコードリールが2、燃料携行缶が20リッター、これも新たに2、それからポータブルストーブが4、LEDのランタンが8、そして非常用発電機が1台追加して現在2台、そういうことで、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、今後平成26年度の購入計画でございますけれども、毛布が100で、全部で550というふうになります。それから、非常食、これは五目御飯とワカメ御飯合わせまして300、トータルが400になります。乾パンが100使うというふうなことでございまして、残が92というふうに。それから、

サークルライトが新たに1、それからトイレ便座が2、それからトイレセットが2、コードリールが2、燃料携行缶が2、ポータブルストーブが4、LEDランタンが8というふうなことで、現在計画をいたしているところでございます。

4番目以降、防災教育あるいは高校生の通学費用の補助につきましては、教育長のほうから答弁 いたします。

○教育長(成田昭彦君) それでは、私のほうから防災教育について、それから高校生の通学費用 の補助についてご答弁申し上げます。

まず、防災教育についてでございますけれども、24年度の小学校の学習指導要領改正で、原発と放射線教育というよりも防災教育ということで、それぞれ国語、社会ですとか、そういった中の教科書に盛り込まれております。国語で申しますと、平成12年から22年まで「百年後のふるさとを守る」というふうに載っていたわけでございますけれども、それがまた今回の学習指導要領改訂で戻ってきて、実際に授業をしてございます。

これは、前にご説明申し上げたかと思いますけれども、ある村でお祭りで浜辺でドンチャン騒ぎしていたところに地震が来て、それを高台で見ていた庄屋さんが波が引いていく姿を見て、これは津波が来るということで、高台に干してありました稲わらに火をつけて400人の村人を救ったという話でございますけれども、この授業、小学校の5年生の教科書に載っているわけでございますけれども、たまたま私が授業参観に行ったとき、こういった授業をしてございました。これを私聞いていて、やはり教科書は教科書でしかないのかなと思って聞いてきました。

本来の防災教育というのは、自分の命を守るという、そういった中から考えますと、今回の東北、東日本大震災、あの内容を見ましても、宮城県で釜石、中村議員も視察に行ってきたかと思いますけれども、釜石市の取り組みと、それから石巻で、避難するのに大川小学校でグラウンドに避難したのですけれども、その先が教職員も混沌と迷って、避難先を明確に指示できなかったということで、七十数名の方が犠牲となっておられます。反対に釜石市のほうはそういった取り組みが進んでいて、とにかく高台だということで命拾いしたという、釜石のそういう話というのが有名ですけれども、そういったことがございます。

避難先をめぐってのそういったこともございますので、私ども今、子供たちにも先生にも教えないで避難訓練をするとか、そういったことを実施しております。今ですと、小学生、1年生から6年生までグラウンドへ出て、それから高台へ行くというのを5分かからないでできるようになってきました。そういったこともありますので、そういったものをどんどん充実させてやっていきたいと思っております。

それと同時に、今回石巻市の幼稚園で、保護者の送り迎えの関係でバスを出してしまって犠牲になったという事故もありました。その後裁判が行われまして、教職員が責任を問われるような、そういうこともございますので、そういった中を教職員にも徹底した指導を行って、万が一に備える、そういった形をつくっていきたいなと思っております。

それから、高校生の通学費用でございますけれども、これについては、古平高校、平成22年の4 月に募集停止してございます。道の補助対象になるのは、22年、募集停止になる前年度、ですから 21年度まで中学生だった子供が対象となるということでございます。ですから、その子供たちが、 平成26年度には高校3年生だけが対象になるという形になります。

この分については、私たちもこの継続を要望してきたわけでございますけれども、いまだ実っていないという形でございますので、今の古平町の就学援助制度を見てもわかるとおり、4割近い方が就学援助を受けているという状況で、今、古平から余市紅志高校へ通うのに定期代が月1万9,080円かかります。それから、古平の役場前から一番近い小樽商業高校で2万5,800円という非常に高額になりますので、この辺はこれから26年度、1年生、2年生が対象にならない形になってきますので、その辺はこれから検討してまいりたいと考えております。

○3番(中村光広君) 大変詳しいご説明ありがとうございます。

まず、1番目の防災無線の活用についてということで、通常のときにどのように使用するかということを質問したのですけれども、町長に言われた内容もさることながら、これだけ高齢化になっていて、お年寄りが広報紙というのを読まなくなっている方が多いのです。できればお昼休みの時間帯にでも時間をとって広報紙を読み聞かせしてあげるですとか、そういったお年寄りに対する対応というものを考えていただければいいなと私は考えておりました。

あと、住民の立場に立って考えれば、どのような情報を町民が必要としているかということをアンケートなりなんなりとっていただいて、そういったことでどういった放送をしていけばいいかというのを決めていけばいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと、2点目の防災訓練の充実というところについては、避難訓練すると、避難に参加してくださる方というのは、ある程度動ける方というのが中心になって、時間内に避難できましたよと、それはわかります。ただ、僕が心配しているのは、参加できない方、足の歩くのがおぼつかない方ですとか、床に伏せている方ですとかいらっしゃるわけですよね。そういった方たちを中心にした、そういった内容での避難訓練というのも必要ではないかなと思っているわけですが、その点はどうでしょうか。

3点目、防災備品は詳しくありがとうございます。今町長言われた備品の備蓄内容、これで十分な数量ではないと思いますが、どの程度の量まで備品をそろえていくのか、幾つまで準備すれば、それで充足されるのかというところはどんな考えされていますか。

4点目の防災教育は、先ほど教育長言われたように、釜石の事例、研修に私も参加させていただきまして、レポートも上げましたけれども、命を守るということが重要だということで、釜石では津波てんでんこ事業というのをやっていたのです。どういうものかというと、てんでんこというのは、てんでんばらばらに逃げなさいよという意味で、昔から三陸地方は津波にかなり襲われていることから、命を守るということを重点的に考えた授業を小学校、中学校で行われておりました。

1点目に、それぞれの場所にいる子供たちが、それぞれてんてんばらばらで避難場所まで逃げるということ。それと、家族は一緒に逃げれないけれども、家族も独自で避難しているということを信じて、とにかく逃げる。 3点目が、避難したら絶対に後に戻らないという点を指導しておりました。その指導の成果があって、釜石では奇跡と呼ばれる事柄が起きたわけですが、先にそういった被害に遭われた地域のことを、教科書ですとかそういうものはないですけれども、そういったもの

を資料として授業内容で指導をしていくということが大切でないかなと私は思いますが、そういった事例を準備して、月に一遍でもそういった授業をしていくというような考えはありますか。

あと、避難した方たちに伺ったところ、伺ったというか、何を持って逃げればいいか。逃げて、 避難して、その後で何が一番困ったかというと、まず現金がない、保険証がない、身分証がない、 免許証がない、あとお薬手帳、そういったものがない。特にお年寄りの場合は、何のお薬を飲んで いるかというのがわからないということが一番困ったということです。

そういった、何を持って逃げればいいかということを、子供たちということではないのですけれども、大人、お年寄りに教育というのかな、常時これを持って逃げるのだよというものを知らせていくような教育。あれを取りに戻って被害に遭われて亡くなられたという方が多いですので、常時これだけは必要だよというものを大人に対しても教育していくということが大切だなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

以上、お願いします。

○町長(本間順司君) 1点目の防災無線の利用方法でございますけれども、議員、広報紙の読み聞かせ云々かんぬんとおっしゃいましたけれども、果たしてそういうものまでなじむのかどうかということ。今までいろんな町村で防災無線なりをつけていますけれども、そういうさまざまな町村の実態もある程度参考としながら、これから考えていきたいと。

それから、アンケートをとるのもいいのでしょうけれども、それこそある程度、自分本位のアンケートにもなりかねないというようなことでございまして、アンケートが果たしていいのかどうなのか。アンケートを出した結果、一番多かったからそれを採用してくれというふうになっても、これまたなじむかどうかというのも疑問、問題もございますので、その辺はこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、防災訓練の関係ですけれども、あちこちで弱者を対象とした訓練はやってございます。 ただ、本町も3年前から始めたということでございまして、ある程度そういう弱者の把握も終わっ てはおりますけれども、何せ毎度答弁しているように、それらをサポートしてくれる方々がなかな か見つからないというようなことで、これはいずこも、特に過疎地、少子高齢化の進んでいるとこ ろは大変難しいなというふうに思っております。これらにつきましても、ある程度これらだけを対 象にした訓練というものも考えていかなければならないのではないかなというふうに思っておりま すけれども、それこそ今後これらも検討してまいりたいというふうに思います。

それから、備蓄の問題ですけれども、いろいろ種類的にもあったにこしたことはないのでしょうけれども、むやみやたらに備える必要もない。賞味期限等々、耐用年数等もございますので、それから災害の種類等もある程度考え合わせながら、それこそ詰めていかなければならないのではないかなというふうに思いまして、とりあえず今そろえているものは、当面必要となるであろうものを取りそろえているということでございます。

それから、4点目の防災教育の関係なのですけれども、一般町民にも話が及んでおりますので、 それらにつきましても、今回の東北の視察を踏まえまして、子供のみならず一般町民の方々にもそ ういう教育を普及していかなければならないのではないかなというふうに思っておりまして、とか く、いつも避難訓練をする、津波が来るぞといって避難訓練をする、そして結果的には来なかったではないかと。仮に実際地震が起きて、津波が来るとしても、避難命令を出しても、それに従わない。何だ、やっぱり来なかったではないかというようなことで、それがマンネリ化されると一番怖いのだということで今回も知らされた。そういう方たちが今回多くの犠牲になったということも議員も視察で実感したということでございましょうから、とにかくマンネリにならないような形で、町民にもご理解してもらうというようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。〇3番(中村光広君) もう1つ、町長の公約にも福祉、防災に力を入れるということもありましたし、防災、災害対策というのは、かなり膨大な作業量になると思います。今、防災関係は係長1名でやっておりますが、このように膨大な量でありますので、1人で今後対応でき得るものかどうかというのが不安があります。複数で対応する、あるいは防災課あるいは危機管理課なるものが、かなりあちこちの公共団体、地方で独立した課ができております。ですので、防災係とかということで単独ではなくて、複数の人数で対応できるようにしたほうがいいのではないかなと思いますが、その点はどう考えておられるでしょうか。

また、高校生の通学費用について先ほど教育長のほうからご説明ありましたけれども、道の補助ですので、恐らく今回で切られるのではないかなと私は見ております。今、道の補助で、1万円を超える額に対しての補助がおりてきておりますので、例えば余市あたりへ通っている子ですと1万9,800円ですか、1万円を除くと9,800円の補助。小樽に通う子でありますと2万5,800円ぐらいですから、1万円を除いた1万5,800円ぐらいが補助という格好でなっているわけです。

古平町でもこれだけ子供たちが少なくなっておりますし、高校というのは、ほとんど今は義務教育化されているような形で、100%に近い子供たちが高校に通っているわけであります。子供を持つ親御さんというのは、結構生活も苦しい状態にあるわけでして、できれば道の補助が切られるという場合になった場合に、80%ですとか、半額にすると今の補助よりも少なくなってしまうというパターンがありますので、どの程度の補助を今考えておられるのかということをお願いします。

○町長(本間順司君) 防災担当の職員の件でございますけれども、それこそ今年度につきましては、防災無線の設置事業、今まさに盛んにやってございます。それから、町の防災計画の見直し、それから原子力防災計画の新しい分野での、それこそ町の防災計画の見直し、それから避難計画やら退避計画、さまざまな仕事がふくそうしてございまして、大変担当としては厳しい状況にあるということは重々承知でございます。

ただ、課内におきましてそれぞれ連携、応援体制をとりながら、今、きつい仕事ではございますけれども、続けているということでございまして、ある程度これが落ちつけば、どういうふうになるかわかりませんけれども、今後の動きによりますけれども、それを考えながら検討してまいるということでご理解願いたいと思います。

○教育長(成田昭彦君) (聴取不能)3年生だけという形になりますけれども、24年度の実績を見ますと、古平から余市、小樽へ通っている子で、1年生が8名で74万2,000円、それから2年生が9名で88万円、それから3年生が13名で89万ということで、1年生から3年生で大体250万くらいの経費を所要してございます。

私ども、北海道町村教育委員会連合会というのがあるのですけれども、そちらのほうで道教委のほうに6月11日付でその件に関しても要望してございます。9月5日付で道教育長名で回答ありましたので、その辺読ませていただきます。僻地教育の振興ということで、道立高校の募集停止に伴い、地元から高校がなくなり、遠距離通学となる場合は、生徒の就学機会の確保とあわせて、保護者の経済的負担軽減を目的として、町単独で実施している通学費の補助について、交付税措置が図られるよう国に要望していただきたいということで、6月11日付で要望いたしました。

それに対する道教委の回答でございますけれども、多くの市町村において、通学費等の補助やスクールバスの運行等、生徒に対する通学支援を行っていることについては、道教委としても承知しているところです。道教委ではこれまでも通学支援に対する財政措置について国に要望してきたところであり、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、市町村が行う通学支援の取り組みについて、過疎地域自立促進特別措置法の対象となる市町村においては過疎対策事業債を財源とすることが可能であり、この場合、元利償還に要する経費の70%が普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に導入されますので、こうした取り扱いについて引き続き市町村に情報提供をしてまいりたいと考えております。ということで、新しい高校づくり推進室長名で回答してございます。ですから、この辺も調べながら、これから26年度予算要望について財政サイドのほうに要望してまいりたいと思います。そういった道の要綱等も調べまして、収入基準等もありますので、その辺を調べながら進めてまいりたいと思っております。

○議長(逢見輝続君) 一般質問の途中でございますが、ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分 再開 午後 3時14分

〇議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、本間議員、どうぞ。

○4番(本間鉄男君) 4番、本間です。町長のほうに空き家対策についてということで、古平町における空き家対策については、どのような措置を講じているのかお伺いします。また、以前から町長がお話ししておりますしりべし空き家BANKとどのようにリンクさせているのかをお伺いしたいと思います。

○町長(本間順司君) 本間議員の一般質問にお答えいたします。

空き家問題でございますけれども、都市部、過疎地あるいは北国など地域性に関係なく、今や日本国中で大きな問題となっております。自民党では空き家対策推進議員連盟をつくりながら空き家対策推進特別措置法案をまとめたところでございまして、秋の臨時国会へ提出し、成立を目指しているという状況になってございます。

後志振興局では、個人の財産権という憲法問題あるいは法律問題をはらんでいることから、平成 23年から法律の専門家や不動産業者も含めて、管内全市町村での廃屋・空き家対策検討会を開催し てございます。勉強会を重ねているところでございまして、その検討会では、既にモデル条例案は でき上がっておりますけれども、空き家の管理者へ指導、勧告、命令、代執行等の行政処分をするに当たっての客観的な判断基準を策定中でございます。

以上の状況を踏まえながら現在本町では、不特定多数の住民に対する倒壊家屋や危険家屋については所有者へ手紙や写真を送ったり、また緊急を要する場合には民法の規定を使って対応してございまして、今後空き家条例を制定したにせよ、根本的には所有者のモラルや経済状況などによるもので、難しい問題だというふうに認識しているところでございます。これは、どの自治体でも共通の悩みでございまして、本当に困ったものだなというふうに思ってございます。

しりべし空き家BANKとのかかわりでございますけれども、23年の11月から後志振興局、あるいは市町村、民間事業者の連携によりまして、しりべし空き家BANKを運営してきてございます。その特徴としましては、振興局や市町村がかかわっているから安心だということでございます。それから、取引の専門家である宅建業者が間に入るので、これも安全だということ。それから、ホームページで情報が得られるので便利だということでございまして、そんなかかわりで、このバンクの手続としましては、空き家を持っている人は振興局の窓口あるいは市町村の窓口へ相談すると。電話やホームページでも可能ですよと。それから今度、申込書に記入、仲介業者が決定され、仲介業者が物件を現地確認した後ホームページに物件を掲載すると。仲介業者を通して交渉、契約を行うというふうになってございます。

ちなみに空き家BANKの構成でございますけれども、関係団体としましては、北海道建築士会後志支部、それから北海道宅建業協会小樽支部、それから全日本不動産協会北海道支部、それと後志総合振興局の建設指導課、これらが事務局を担当してございまして、行政機関としましては、振興局はもちろん、後志管内では15市町村が構成員となってございます。小樽、黒松内、蘭越、ニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、京極、倶知安、共和、岩内、そして神恵内、古平、仁木、余市というふうな15市町村で構成してございます。現時点ではこのようなかかわりになってございます。

○4番(本間鉄男君) 今町長の説明によりますと、取引業者、宅建業者だとか、不動産業者だとか、さまざまな空き家に関する、不動産売買に関する、そういう業者が構成メンバーとして行っているということなのですけれども、後志振興局のほうのホームページというより、古平町のホームページからしりべし空き家BANKというものがリンクされていくというふうになっていますよね。

そういう中で、私も先日ちょっと見てみましたら、ニセコ、京極、倶知安、共和、喜茂別、仁木だとかということで、物件が写真と図面と載っているのです。そういう中で、プライバシーの問題があるので、その人の名前と連絡先、これは載っていませんけれども、あと土地の面積だとか、建物の写真だとか、そういうものは載っていて、中には売却済みだとかそういう、例えば貸し家、売り家、こういう形で載っているのですけれども、実際に古平町の場合は、それに対する動きというのが、本当に今までしていたのかなという思いが、しりべし空き家BANKを見ながら感じた次第なのですけれども、古平町も今、来年になれば高齢者住宅が高校のところにできて、それで23件ほどですか、入所者ができるという形になると、空き家というか、そういうものが出てくるのだろうなと思うのです。

実際に先日も札幌の方で、その方はたまたま札幌に家を持っていましたけれども、古平に、老後というか、元気なうちにちょっと住みたいのだというような思いで、古平を探しに来たのです。だけれども、実際にどういう、不動産屋もあるわけではない、町に行っても、町営住宅を貸すというわけにはいかないというようなこともあって、なかなか見つけれないというようなお話も伺っております。結局、古平町ではまだ、個々の場合は、どこの家が空いているということで、古平町民がその家の持ち主だとか誰か、古平町にいなかった場合には兄弟か誰かを訪ねながら借りてやっていっているとか、買っているというような状況だと思うのです。

だけれども、実際に広く、そういう貸したいとか売りたいとかというような、町のほうで町民に対しての働きかけというのは、恐らく今までなかったのかなと思うのです。だから、実際にある程度、ちょっとぼろでも、十分住めるような、そういう建物であれば、そういう形で町内外問わず広く広報して、そういう入居者、そういうようなこともするべきでないかなと思うのです。先日も真狩の友人と話したときに、真狩なんかでも、こんな古い家というところを旅の人が買って、そしてかなりの金をかけて直して、それでもって移住してきたというようなお話もあります。

だから、実際に今、都会の人方でも、ちょっと老後、こっちのほうに住もうかなと。いろんな地方の自治体では、仮に半年でも1年でもこのまちにちょっと移住してきてみてくださいというような取り組みなんかもしていると思うのです。そういう中で、ああ、よかったなと思ったら、そのまま移住してきているというような事例も結構ありますので、そういうふうにして少しでもまちに人を呼び寄せれるというような工夫も必要かなと。まして、古平町の場合は田畑がかなり空いておりますので、そういう中で、家庭菜園程度でなくても、畑をちょっとやりたいなという場合にでも協力できるのではないかなと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長(本間順司君) 古平町では、過去には1件ございました。以前も私申し上げたかなと思いますけれども、空き家が出れば、古平福祉会のほうであらかじめ目をつけて、グループホームなりなんなり、生活寮なりに活用していただいているというようなことで、そんなに古くない、すぐ住めるような空き家であればある程度利用されているということでございまして、実際空き家として残っているのは、本当に修理しても修理できないような、そういう空き家が残っていると。

実際私も、ある方から頼まれて、道庁の職員でございますけれども、定年退職後に古平で、農業とまではいかないが、山林等を活用しながら生活してみたいというようなことで頼まれたことがございますけれども、なかなか気に合うような家が見つからないというのも実情でございまして、今度、議員おっしゃるとおり、高齢者住宅ができた段階で、ある程度使用に耐えるような空き家が出てくるのかなというふうに思っておりまして、そのときには改めて移住政策なりも考えていきたいなというふうに思っております。

○4番(本間鉄男君) 本当に来年23件というか、確実に、売るか貸すかはわかりませんけれども、そういう人方が、実際に古平町で新しく空き家が生まれる可能性が高いのかなと思うのです。そういう中で、今までは確かにそういうふうにして共同の家のほうのグループホームだとか、さまざまな形で下のほうで買っていったというような、買って使用しているというような部分もありますけれども、実際に町外から来ていただける人方というのは、それぞれにいろんなことをやってきた人

方ということで、逆に言うと、経験の豊富な方も中にはいるのです。だから、いろんな形の中で古平町に、逆に言うと、溶け込むことによって、その人方の技能とかそういうものも取り込めるというようなこともあり得るのです。

そういう中で、まず来年、高齢者住宅が1つのきっかけとして、古平町の広報だとかそういう中で、高齢者住宅に入居される方に対してのお話。自分のところが空いた場合にどうしますか、こういうようなこともありますよというようなお話。簡単に言えば、貸し家にしてでも、そういう中で高齢者住宅に入った場合の家賃だとか生活費の一助になると思うのです。そういうものも含めて今から少しずつ準備していかないと、開設のときに、ホームページだとか、空き家だとか、そういうものを準備していかないとばらばらになって、なかなか入る人もいないというようなこともありますので、ぜひその辺は、来年の開設に向けてきちっと町として一緒に対策を練っていただきたい、そのように思います。

○町長(本間順司君) もちろん、今つくっている高齢者住宅に入居する際に、空いた住宅をどうするのかというような条件をつけなければ入居できないようなので、そのためにはどうするかというようなことも検討してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(逢見輝続君) それでは次に、真貝議員、どうぞ。
- ○8番(真貝政昭君) それでは、私のほうから5件質問いたします。

まず、1問目なのですが、特に古平川の増水時の情報提供について伺います。川の増水に関して、このレベルで浸水騒ぎがあるのかと疑わせたところが、浜一地区の古平中学校のグラウンド近くの住宅街です。前回の川の増水時にもいち早く被害を受けたのが、この浜一地区です。グラウンド近くと、それから冷水川向かいの浜一地区、昔の土場と言われている地帯一帯、ここら辺が最初の浸水の状況になりました。それで、ことしですけれども、雨が降り続いた日に、ふ化場の近くの水門がどういう状況に管理されているか、心配になった住民が見に行っております。それくらい川の増水に対して敏感になっているという状況です。

それと、沢江地区でいいますと、今質的強化工事ということで堤防の工事がされておりますけれども、工事が実際にされた近辺の住民から要請がありまして、行きました。川の増水時に川を見ずにはいられないという不安に駆られるみたいで、以前は堤防に階段がつけられていて、容易に見に行くことができたのですけれども、今は完全にシャットアウトされたような状況で工事が進んでいます。これを何とかできないかという要望を受けたのですが、ことしの防災無線設置工事において、今回の議会で答弁がされておりますけれども、地区、地区、あるいはその目的に応じていろんな情報を防災無線で提供することができるというふうに答弁されておりますので、川の増水状況などを必要な地区に情報提供できるのではないか。それによって、川を見に行くだとか、そういう危険な行為を町側としても避けることができるし、また住民側にとっても安心感を持てる、そういう状況になるのではないかと思うものですから、ぜひともそういう方策がとれないものかということでお聞きします。

次に、津波対策なのですが、昨年までは道の計画に基づいて、最大2.7メーターという設定がされていました。震災後古平町では6メーターという高さを設定して、今回避難訓練が行われたという

ことです。それで、6メーターといえば、海岸線の護岸を優に乗り越えて、川の津波遡上がどこまで行くかというのも、それこそ推しはかることができない規模の高さです。市街地は壊滅状態になるということで、東北の震災の経験から町民がいろいろと質問されてきたことの中に、戸籍などのバックアップ体制、災害の後の行政側の問題ですけれども、そういうバックアップ体制がきちんととられているかという、そういう質問が寄せられています。それに対して答えていただきたいということと、一番古平町において、津波だけが来るわけでないですから、地震、そして津波ということで、震度については6を想定していると。

かなり大きいもので、奥尻の地震の際には浜町地区の震度は3でなかったかと思うのですが、経験したことのない事態がまず地震によって起こり得ると。そして、15分後に6メーターの高さの津波が押し寄せるということで、時間との問題になりますよね。東北の震災で多くの消防団員を亡くされた沿岸自治体では、消防団員の避難について一番わかりやすく方針を立てたところは陸前高田ですけれども、消防団員も含めて全て、一刻を争って高台に逃げるという方針を出されています。古平町の場合、町民対応というのもありますけれども、15分という短時間を考えますと、災害対応に当たられる町職員も住民同様、とにかく自分の命を守る、そういう方針を立てられるのが本筋かなというふうに思っているものですから、その点どのようなお考えなのかお伺いします。

それから、3点目の泊原発ですけれども、道新の記事に以前、再稼働についての見解を各首長載せられましたけれども、余市、積丹は再稼働に対してバッテンの印でした。古平町は真ん中ですけれども、三角ということで、足並みがそろっていないという印象を町民に植えつけました。原子力規制庁の泊原発の再稼働に対する対応ですけれども、疑問を持っています。こういうような事態で、再稼働について丸だとか三角というのはあり得ないと。いろんな問題があります。現在でも、地震があったら自動的に原発の稼働を中止させる地震計が地下水で水没してしまいましたよね。稼働中の原発であれば、自動的に運転をとめることができないという事態が起こり得るということが今起きておりますけれども、再稼働については、本間町長も近隣の町村と足並みをそろえて事に当たるべき問題ではなかったのかというふうに思ったものですから、このような質問をいたしました。

それから、4点目の介護保険ですけれども、私の父の介護にかかわって問題点として疑問を持った次第なのですが、まず要介護5で、寝たきりの状態の父を病院に診察に向けるときは、車椅子で送迎してくれる車で診察に行くことができた。すぐ入院となってしまった。ところが、退院についてはそういうサービスがない。100%自費で、業者を頼んで退院させなければならない。業者はいるかといったら古平にはない。余市にはあるけれども、古平は出張範囲外だということで、結果的に福祉会の方々にお世話になったのですけれども、ボランティアでやっていただきました。在宅介護で入退院を繰り返す場合は、こういう問題点があると。町のほうには車椅子を載せる車はあるけれども、そういうサービスは実施していないということで、これは在宅で介護している家庭、また本人にとっては極めて重要な問題でないかということで、古平町の対応を求めるものです。

それと、在宅で褥瘡予防のマットを利用していたのですけれども、このときは1割負担。そして、 当初は社協のおむつ支給、それから要介護が5になって、町の介護用品の支給ということでお世話 になりました。ところが、入院してしまうと、介護と医療の違いだということでこれがストップす ると。疑問に思いましたのは、経済的弱者に支援をする、こういう社協や町の制度が、入院してさらに費用がかさむという事態に至って、100%自分のお金で始末すれという割り切った区分けの仕方は疑問が生じると。むしろ経済的にさらに負担が強化されるときに経済的に支援していたものをストップさせるということは、これは矛盾があるということで、考え直すべきではないかと。何らかの町側の方針転換があってもいいのではないかということで取り上げました。

それから、5点目の住宅リフォーム助成についてですけれども、現在の進捗状況と、それから他 町村の実施例、余市町だとか小樽市、極めて好評ということで伺っているのですけれども、実施自 治体の例も含めて、当町の進捗状況を伺います。

〇町長(本間順司君) 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の川増水時の情報提供についてでございますけれども、国土交通省のホームページからは、古平川での雨量あるいは水位が10分単位、そして1時間単位と、観測が可能な状態になってございます。大雨警報等が発令された場合には、災害担当職員が注意を払って状況を確認している状況でございまして、古平川の水位基準を参考までに申し上げますと、水防団の待機水位でございますけれども、これが2メートルというふうになってございます。それから、氾濫注意水位が2メートル42センチ、それから避難判断水位が2メートル80センチ、それから氾濫危険水位が3メートル17センチというふうになってございます。水位情報等の提供につきましては、情報の内容がひとり歩きし、住民にあらぬ混乱や不安を与えることのないよう、十分に判断した上で情報提供をしていきたいというふうに思ってございます。

防災無線での情報提供でございますけれども、先ほどどなたかのご質問にもお答えしましたけれども、浜町や沢江などの区域を設定しての放送が可能でございます。住民の避難勧告あるいは避難指示などの段階で発令するのかは、現在策定中の地域防災計画で、今後道や他町村の状況を検討し、決定してまいりたいというふうに考えてございます。この発令基準につきましては、今回の関西、北陸地方における豪雨災害で各自治体間で異なった対応だったことから、かなり問題視されたこともございます。今後何らかの動きがあるものと考えておりますけれども、なお災害対策基本法では、避難勧告の発令は各市町村長が判断するというふうに規定されてございます。

2点目の津波防災の関係でございますけれども、想定津波の高さを何メートルにしたかということでございますけれども、平成23年の2月に道が示した日本海沿岸の津波浸水予測報告書では、毎度申し上げていますとおり、古平町の津波浸水予想高は最大で2.7メートルというふうになってございます。このことからして、昨年西部地区、浜町地区、それから沢江地区、沖地区で実施した古平町津波避難計画策定地域会議では、北海道の予測した津波の高さが2.7メートルであれば、古平町ではほとんど被害がなく、町民にも危機感が生まれないということから、道のほうで太平洋沿岸、道東で見直しをした結果を参考に、2倍の約6メートルを避難計画書や避難訓練での想定津波の高さとすることで、策定会議に参加した地域の方々とともに共通認識をして想定したところでございます。

議員もいつかおっしゃっていましたけれども、最近の新聞報道で、対岸の沿海州で4メートルの 津波痕跡が発見されたということでございまして、北海道では10メートルの津波だったのではない かという痕跡が発見されまして、現在日本海側でも調査は進めておられません。そういう痕跡がないということで進んでいないのでございますけれども、今後も6メートルという想定で避難訓練を行いたいというふうに考えております。ただし、ハザードマップや地域防災計画の記載、そして住民説明会等では、2.7メートルと6メートルの意味合いをきちんと区分して説明していかなければならないというふうに考えてございます。

それと、心配される户籍等のバックアップ体制でございますけれども、東日本大震災の津波被害では多くの自治体が户籍、住民税等の情報ばかりではなく、貴重な人材までも失い、災害復旧活動はもとより、その後の行政活動に大きな支障を及ぼしていることは十分承知してございます。また、国からも災害等に備え、事業継続計画BCPの策定が求められているとのことでございます。

本町では、昨年市街地の大部分が光ファイバー化されたことにより、行政情報の町外避難環境が整ったことになりました。現在は、今までどおり、自前で電算機器を用意し、情報だけ避難させるのか、あるいは電算機器も行政情報も全て電算会社に避難させるのかなど、今後の方針について、費用対効果を含めながら、先進自治体の導入状況を検討しているところでございます。

ちなみに戸籍のバックアップ等の関係でございますけれども、それこそ東日本大震災では、被災地の1市3町の戸籍の製本データが滅失してしまいました。そのほかの4市町は戸籍電算化済みで、大半のデータが法務局に残っていたため、完全消失を免れたということでございます。当然、1年間分の戸籍異動記録は紙記録で残っておって、手作業で復元作業が行われた結果、復旧できなかったケースもあったということでございます。

本町の和紙户籍は、耐火金庫で保管してございますけれども、水害は想定してございません。小樽法務局へ定期的に户籍の副本、紙記録を送付している状況でございまして、津波等により双方が被災した場合、復元できない户籍が発生するおそれがございます。そういうことから、現在户籍の電算化システムの導入を検討しているところでございまして、これは毎日のバックアップ処理、それからサーバーの高台設置により滅失のおそれを最小限にするものでございまして、もともとが、議員さんいつもクラウド方式というふうな電算の関係の方式を申されておりましたけれども、これにつきましては民間の方式でございまして、大変法律上の規制が多いということでは、現段階では導入が困難だということでございまして、それ以外の方式によりまして電算化を図ってまいりたいというふうに思いまして、大体導入経費につきましては5,500万ほどかかるという現時点での参考見積もりというふうになってございます。

そうしたことによりまして、この電算化で全国規模のデータのバックアップシステムの活用が可能となります。今年度中に自治体から遠隔地にある法務局におけるデータ管理システムが稼働することとなっておりまして、全国で3カ所、そういうセンターが設けられまして、それらとデータ管理をするというようなことで、法務局への月1回の户籍異動データの送信には、現在あります総合行政ネットワークシステムを活用しながら、自治体と法務局のデータを同時に消失するのを防ぐというような目的を持ってこの電算化を進めるということでございます。そういうことで、户籍のそういう作業を、作業をというより、電算化のための対策を進めているところでございます。

それから、職員の避難の関係でございますけれども、東日本大震災では、おっしゃるとおり、多

くの消防職員や団員、そして自治体職員が、地域住民の避難誘導、それから捜索、それから水門管理作業などで犠牲になっております。災害時での救助活動が使命とはいいながらも、最前線で活動する職員をどう守るのかということが課題として大きく取り上げられておりますことから、消防庁では大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会を設置して、有識者で検討を行っている最中でございます。本町はもとより北後志消防組合においても、検討会での今後の報告内容をもとに、職員の避難ルールの確立と災害時の活動内容の明確化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の泊原発の再稼働でございますけれども、北後志に限らず、各首長にはそれぞれ地域の状況を背景としながらのさまざまな考え方がございます。もちろん地域住民にも人さまざまな考え方がある中で、各首長はそれらを踏まえながら慎重に判断しているところであり、そう簡単には統一見解というふうにはならないものと思っておりまして、これはなかなか難しい問題ではないかなというふうに判断してございます。

それから、4点目の介護保険の件につきまして、要介護者の入退院時の送迎でございますけれども、これにつきましては現在詳細を検討中でございます。その検討の中身でございますけれども、利用対象者の区切りということでございまして、寝たきりでストレッチャー移動が必要な方だけでいいのか、あるいは身体的移動困難度合いの尺度、そういうものを検討しているということでございます。それから、利用自己負担のあり方、それぞれその状態によって移送車両等の種類別、それから本人の収入別等々もございまして、それらも検討しているところでございます。それから、公的財源の確保をどうするかということでございます。

そして、入院時の褥瘡予防のエアマット、それとおむつへの助成ということでございますけれども、これは以前にも議員とやりとりしたことがございますけれども、入院時における褥瘡の予防あるいは治療につきましては医療として行われるべきものだと、これは前々から解釈は変わっておりませんので、医療提供の低下につながるおそれのあることは安易にできないというふうに考えてございます。

おむつの現行の助成制度は、介護保険地域支援事業の中で、家庭で介護されている方への支援として行っているものであることでご理解願いたいと。その上で、長期入院となった場合の低所得者に対する財政的支援としまして、町単独事業での実施について、今後の事業評価等を踏まえながら検討したいというふうに思っております。

現在実施している地域支援事業での介護用品支給事業の支給方法が四半期ごとの支給で行っておりまして、支給後に入院となった場合にはそのまま利用できることを考えると、新たに入院時における町単独事業での支給と重複しないような仕組み、そういう支給方法等の検討が必要というふうになろうかと思います。

それから、最後5点目でございますけれども、住宅リフォームの助成の関係でございますが、実は年度初めの4月の19日に町内事業者に対する制度説明会を開催しました。14事業者が出席されまして、5月末までの応募は10件で、補助金額では262万7,000円、予算に対する割合は29.2%。9月20日時点では、余り件数がふえないで、応募は13件、これも行政報告で申し上げましたけれども、

補助金額で330万8,000円、予算900万円に対する割合は36.8%というふうになってございまして、リフォーム補助事業による経済効果、工事費の総額につきましては、1,440万9,000円という金額になってございます。

ほかの小樽市あるいは余市町などを見れば、ある程度頻繁に使われている状況ではございますけれども、本町はそれより条件が若干いいにもかかわらず、余り利用されていないというのが現状でございます。仮に余市と古平を比べた場合、補助対象者としては、余市、古平ともに、町内に住所を有する者、町税を滞納していない者、古平町の場合は、個人町民税課税標準額が200万円を超える者がいないことというような細かい規定になってございます。それから、余市のほかに下水道の関係がございまして、下水道を接続していることという条件がついてございます。

それから、補助対象工事でございますけれども、余市町同様、町内業者が行う工事であること。 それから、補助対象工事費につきましては、古平町は20万円以上でございますけれども、余市は50 万円以上という、少しハードルが高くなってございます。それから、補助対象工事等の例でござい ますけれども、これは両町同じで、住宅の新築購入費、それから解体などの工事、住宅と別棟の建 物の設置、改修工事など、余市町と同様となってございます。

補助金額でございますけれども、これも余市町よりは条件がいい、工事費の30%で上限30万円が古平、そして余市町が工事費の20%で上限20万円というふうになってございまして、余市町がハードルが高いにしましても、当初予算は古平と大した変わらない1,000万ですから、消化はかなり早かったというふうなことでございまして、それを増額して2,000万円まで伸ばしたということで、利用率からすれば古平より高いというふうになっていますけれども、そんなところだというふうに思います。

○8番(真貝政昭君) 古平川の増水状況が、さほど心配がなかったのに、古中グラウンド近くの 浜一地区で、床下だったのか床上だったのか、結構な、魚が泳いでいたといいますから、そういう 状態になったと。きょうは欠席されておりますけれども、ちょうど議会が行われていたときで、議会 2日目くらいの朝に顔を合わせたときに、きのう、けさだったかな、会ったときだったかな、浸水騒ぎがあったということで今でも記憶に焼きついているのですが、先般の、それこそ災害対策本部が設置されたときの川の増水時に、国土交通省の増水傾向の記録から判断しまして、浜一地区の浸水騒ぎになるあたりの古平川の水位は大体1.3メーターというふうに私踏んだのです。ですから、先ほど町長が言われた水防団の待機という2メーター、これに届かないうちに浜一地区の浸水が始まっているというふうに、後からの分析でそういう判断をしたのです。

それと、冷水川の浜町寄り、ちょうど長谷川古物店の昔の佐々木運輸があったあたり、あそこら 辺一帯でも浸水が早目に起きました。あのときは水路を、樋管というのですか、シャットアウトし てポンプアップの状況になったのですけれども、ポンプが動かなかったと。それで浸水が早く起き てしまったという状況があります。特に古平の場合ですと、浜一地区の市街地寄り、それから浜一 地区の古中グラウンド近く、あの近辺が一番水に対して弱いあたりです。国土交通省の町側の認識 である水防団待機の2メーターにかかわらず、かなり早い時点からこれらの地区の人たちに対応す る必要があるということで今回取り上げたのです。ぜひとも検討、検証をいただきたいなと思いま す。

それと、2点目の津波防災ですけれども、政府のほうの、道なりの専門のプロジェクトで、日本海側の調査が極めて不十分だということで、今後8年間をかけて調査をするということなのです。今回の古平町の津波高さ6メーターという設定は、あくまでも仮ということで説明がされているのですけれども、私が注目したのは、1792年に実際に留萌沖といいますか、積丹半島沖を震源とする、震度5で、それから記録では津波の高さが3メーター以上という、そういう記述なのですけれども、津波の大きさのレベルとして、津波高さが4メーターから6メーターという規模の津波が発生しているはずだと、こういう見解なのです。これは、国土交通省、それから道ともに正式な文書の中に記録されています。小樽でも護岸が壊れるだとかそういう被害が起きて、実際に死人も出ているということなのです。美国町での死者も記録されているそうです。

ですから、実際に200年以上前にこういう地震、津波があったという、この地区に住んでいる者としては、余り軽い気持ちで今回の6メーターという想定は考えていないのです。あり得ると。海岸線沿いに住んでいる者としては、いつか自分が生きているうちにあり得るという前提で、そういう心構えで暮らさなければならないというのを実感している次第なのです。ぜひともそういう前提で取り組んでいただきたいなと強く思う次第です。

それから、泊原発については、首長にも個性があるということがわかりましたので、個性は大事ですので否定するものではないのですけれども、一旦事故がありますと、福島のように二度と近寄れない地域になってしまう可能性のある距離です。しかも、地震、津波ということになれば、積丹、古平は道路網の関係でも孤立する地区ですので、ぜひともそこら辺は重大な問題として、個性以前の問題ではないかというふうに私は考えているのです。ぜひともその点を考慮していただければなと思うのですが、町長の見解を伺います。

それから、4番目の介護保険の関係なのですけれども、退院時の送迎について、それからおむつ支給については、検討中ということで伺いました。褥瘡予防マットについては病院側の責任でということなのですが、私の父が入院したところでは、病院側で褥瘡ができないようにやることはやると。だけれども、どうしても褥瘡は起きるという返答でした。他町村にある医療機関では、病院の体制として褥瘡予防マットを用意しているところもあるそうです。私の父が入院したところはない。褥瘡予防マットもない。褥瘡を完全になくするには予防マットが最適だということで、父のことを考えて、10割負担の予防マットを借りました。しかし、経済的に本当にゆるくない家庭であれば、1カ月8,000円の使用料というのは、これは極めて重たい負担ですよね。それらを考えますと、介護保険という制度が不十分な今、それを補ってあげるのは町というふうに考えざるを得ないのですけれども、ぜひとも検討していただきたいなと思う次第です。

〇町長(本間順司君) 川の増水時の情報提供でございますけれども、今議員がおっしゃったように、浜一地区、いわゆる低地でございますけれども、本町の場合は特別な地域というふうになっておりまして、古平川の水位基準値からいくと、かなり早い時期に浸水が始まるということでございまして、それらの情報につきましては、ある程度早目早目の対応を考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の津波の想定でございますけれども、議員おっしゃる1792年の震災の根拠といいますか、これは道なり国なりは使わないのでしょうかね。我々はそういうものがあれば使うべきだなというふうには思ってはおるのですけれども、相変わらず痕跡がないというようなことで、日本海側が示されていないということでございますので、それらの食い違いはどうなのか、我々もある程度道なりに聞いてみたいなというふうに思っております。

それから、褥瘡エアマットの関係でございますけれども、議員のお父さんばかりではなくて、私のおやじもそういう状態でございまして、8,000円というのもしかりでございまして、大変だなというふうには思っておりまして、ただ、それは病院、医療の事業だよというふうなことの位置づけで、我々はそっちのほうを強く要請していかなければならないというふうに思っておりまして、今後の我々の医療体制の構築の中でも、これから検討していかなければならないというふうに思っております。

○8番(真貝政昭君) 1792年の地震、津波をシミュレーションで使うかどうかというのは、これは私も知り得ません。ただ、3月11日の震災で起きた程度の津波というのは、宮城県の沓形遺跡という発掘調査がありまして、あの震災が起きる前に既に、震災と同程度の津波があったという痕跡調査結果が出ているのです。震災があった後、テレビ局でいろいろと検証番組がありましたけれども、東北の太平洋側でどの程度の地震、津波があるかという、そういう設定をするときに学者側が、貞観津波というのですか、かなり規模の大きい津波を要請したのに対して、小さい津波を想定しろと。これを要求したのは行政側です。政府側です。シミュレーションというのはこういうようなもので、小さい規模に設定してしまえばそれで終わり。大きいほうに設定しますと対応に予算がかかるから、小さくすれというのが、これが行政側の本旨というか、本当のところみたいなのです。予算が特に厳しいような場合。力関係ですよね。

日本海側が割と重要視されていないというのは、太平洋側に比べて頻度も大きさも比べ物にならないからかもしれないのですけれども、重点が太平洋だとすれば、当然日本海側がおろそかにされるという嫌いがありますよね。そのうちに我々の人生、しっかりしているうちは100年もたないわけですから、私にしても何十年かの間でそういうような事態が起こり得るかどうかというのはよくわからないですから、割とそういう面で重要視されていない日本海側だったのかなというふうに思っているのです。ところが、30年前には秋田沖で地震、津波が起きて、20年前には奥尻で地震、津波があって、それを思うと、大き目の津波を想定して生きていったほうが後々のためにもよいのではないかというふうに素人判断で思うわけです。それの違いではないかというふうに思う次第なのですけれども、そのように考えて、行政側も対応してほしいなというふうに思うのですけれども。

○町長(本間順司君) 用心にこしたことはないという、昔から言葉がございますので、それはなるべくそういうふうにしたいなと思いますけれども、今議員がおっしゃいましたとおり、それこそ財政に絡むものであれば、二の足を踏まざるを得ない場合もあるというようなこともご理解願いたいというふうに思っておりまして、先ほど再質問で泊原発のことを答弁しませんでした。

個性以前の問題だということですけれども、私の個性ではなくて、いろいろ本町の状況を考えれば、例えば本町は水産加工業が、生産額を初め雇用の面でも多くの市場を占めているというふうな

ことでございまして、それらを考えますと、安全・安心が完全に確保され、原子力規制委員会の了承を得られ、国や道のゴーサインが出される場合には賛成せざるを得ないのかなというふうに考えてございます。ただし、国も事業者も、クリーンな代替エネルギーの確保に全力を挙げながら、なるべく脱原発を目指していただければなというふうに思っている次第でございます。

○議長(逢見輝続君) 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第3 意見案第9号

○議長(逢見輝続君) それでは、日程第3、意見案第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第10号

○議長(逢見輝続君) 日程第4、意見案第10号 「教育費無償化」の前進を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 「教育費無償化」の前進を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第11号

○議長(逢見輝続君) 日程第5、意見案第11号 地方財政の拡充に関する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 地方財政の拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見案第12号

○議長(逢見輝続君) 日程第6、意見案第12号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第12号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める意見書を採決いたします。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見案第13号

○議長(逢見輝続君) 日程第7、意見案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める 意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第8、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第9、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた します。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第11、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件 を議題といたします。 行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました 申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長(逢見輝続君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定に よって本日で開会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時30分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

議長

署名議員

署名議員